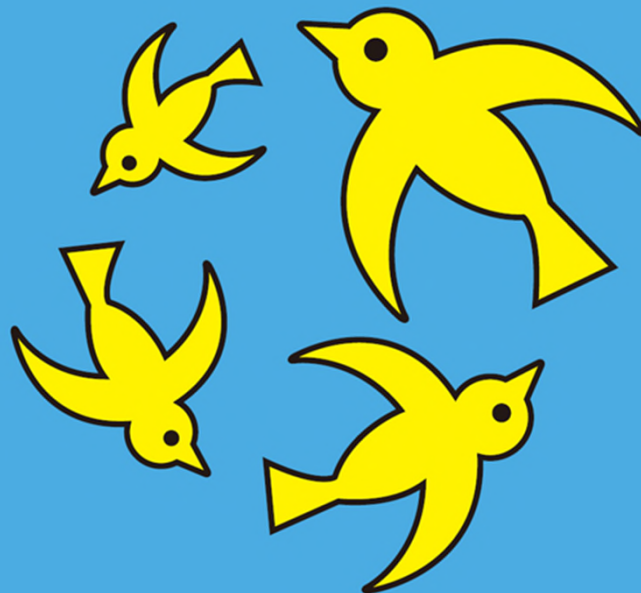


新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ



新学習指導要領の全面実施と 学習評価の改善について

令和元年度地方協議会等説明資料



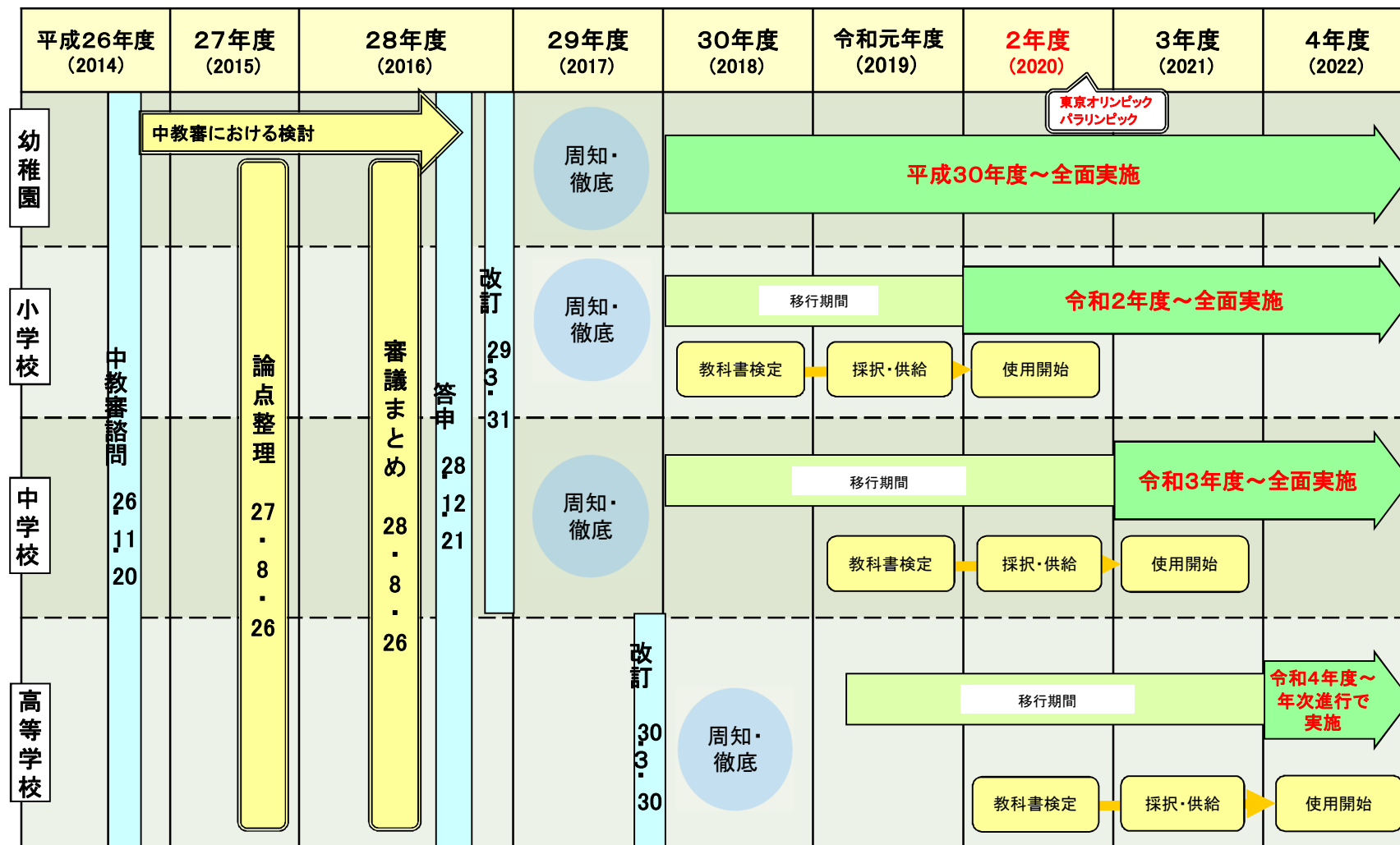
文部科学省

文部科学省初等中等教育局教育課程課



1. 新学習指導要領について

学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
 特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

社会の構造的変化と今回の改訂



学習指導要領の変遷

昭和33～
35年改訂

教育課程の基準としての性格の明確化

(道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等) (系統的な学習を重視)

(実施) 小学校: 昭和36年度、中学校: 昭和37年度、高等学校: 昭和38年度(学年進行)

昭和43～
45年改訂

教育内容の一層の向上(「教育内容の現代化」)

(時代の進展に対応した教育内容の導入) (算数における集合の導入等)

(実施) 小学校: 昭和46年度、中学校: 昭和47年度、高等学校: 昭和48年度(学年進行)

昭和52～
53年改訂

ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化

(各教科等の目標・内容を中核的事項に絞る)

(実施) 小学校: 昭和55年度、中学校: 昭和56年度、高等学校: 昭和57年度(学年進行)

平成元年
改訂

社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成

(生活科の新設、道徳教育の充実)

(実施) 小学校: 平成4年度、中学校: 平成5年度、高等学校: 平成6年度(学年進行)

平成10～
11年改訂

基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの[生きる力]の育成

(教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設)

(実施) 小学校: 平成14年度、中学校: 平成14年度、高等学校: 平成15年度(学年進行)

平成15年
一部改正

学習指導要領のねらいの一層の実現(例: 学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化、個に応じた指導の例示に小学校の習熟度別指導や小・中学校の補充・発展学習を追加)

平成20～
21年改訂

「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス
(授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入)

(実施) 小学校: 平成23年度、中学校: 平成24年度、高等学校: 平成25年度(年次進行)

※小・中は平成21年度、高は平成22年度から先行実施

平成27年
一部改正

道徳の「特別の教科」化「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換(実施) 小学校: 平成30年度、中学校: 令和元年度

平成29～
30年改訂

「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱(※)で整理、社会に開かれた教育課程の実現

※「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」(「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進、小学校外国語科の新設等)

(実施) 小学校: 令和2年度、中学校: 令和3年度、高等学校: 令和4年度(年次進行)※小・中は平成30年度、高は令和元年度から先行実施

国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS2015) の結果



- 小学校、中学校ともに、全ての教科において、引き続き上位を維持しており、**平均得点が有意に上昇**している。
- 2003年以降、経年での変化をみていくと、**550点未満の児童生徒の割合が減少**し、**550点以上の児童生徒の割合が増加**している傾向が見られる。

【平均得点の推移】 ※各国・地域の得点は、1995年調査における基準値(500点(対象児童生徒の3分の2が400点から600点に入るよう標準化))からの変化を示す値である。

		1995	1999	2003	2007	2011	2015
小学校4年生	算数	567点 (3位/26か国)	(調査実施せず)	565点 (3位/25か国)	568点 (4位/36か国)	585点 (5位/50か国)	593点 (5位/49か国)
	理科	553点 (2位/26か国)	(調査実施せず)	543点 (3位/25か国)	548点 (4位/36か国)	559点 (4位/50か国)	569点 (3位/47か国)
中学校2年生	数学	581点 (3位/41か国)	579点 (5位/38か国)	570点 (5位/45か国)	570点 (5位/48か国)	570点 (5位/42か国)	586点 (5位/39か国)
	理科	554点 (3位/41か国)	550点 (4位/38か国)	552点 (6位/45か国)	554点 (3位/48か国)	558点 (4位/42か国)	571点 (2位/39か国)

【質問紙調査の結果概要】

- 算数・数学、理科に対する意識について、
 - ・ 前回調査と同様に、小学校の「理科は楽しい」を除き、国際平均を下回っている項目が多いものの、算数・数学、理科が楽しいと思う児童生徒の割合は増加しており、中学校においては、国際平均との差が縮まっている傾向が見られる。
 - ・ 中学校においては、数学、理科について、「日常生活に役立つ」、「将来、自分が望む仕事につくために、良い成績をとる必要がある」という生徒の割合が増加しており、国際平均との差が縮まっている傾向が見られる。

(出典) 文部科学省・国立教育政策研究所「国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS2015) のポイント」

OECD生徒の学習到達度調査(PISA2015)の結果

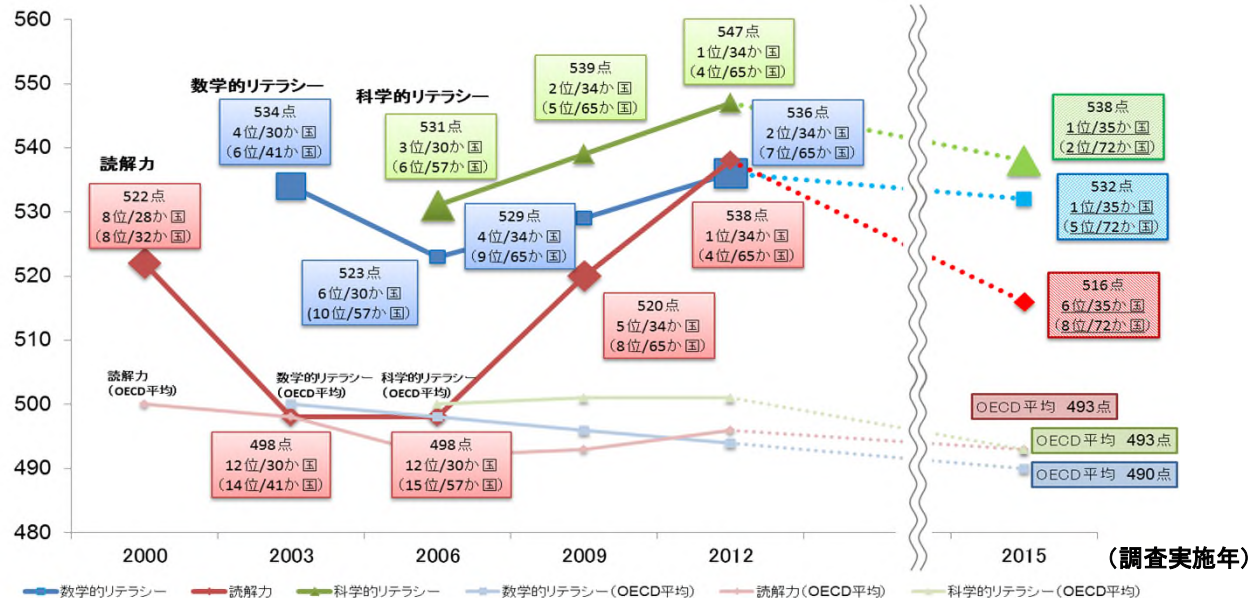


- 科学的リテラシー、読解力、数学的リテラシーの各分野において、**日本は国際的に見ると引き続き、平均得点が高い上位グループに位置**している。一方で、**前回調査と比較して、読解力の平均得点が有意に低下している**が、これについては、コンピュータ使用型調査への移行の影響などが考えられる。
- 今回調査の中心分野である科学的リテラシーの平均得点について、三つの科学的能力別に見ると **日本は各能力ともに国際的に上位に位置**している。
- 生徒の科学に対する態度については、OECD平均と比較すると肯定的な回答をした生徒の割合が依然として低いものの、例えば**自分の将来に理科の学習が役に立つと感じている生徒の割合が2006年に比べると増加するなどの改善**が見られた。

平均得点及び順位の推移

※PISA調査: OECDが15歳児(我が国では高校1年生)を対象に実施

- ・ ※各リテラシーが初めて中心分野となった回(読解力は2000年、数学的リテラシーは2003年、科学的リテラシーは2006年)のOECD平均500点を基準値として、得点を換算。数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載。中心分野の年はマークを大きくしている。
- ・ ※2015年調査はコンピュータ使用型調査への移行に伴い、尺度化・得点化の方法の変更等があったため、2012年と2015年の間には波線を表示している。



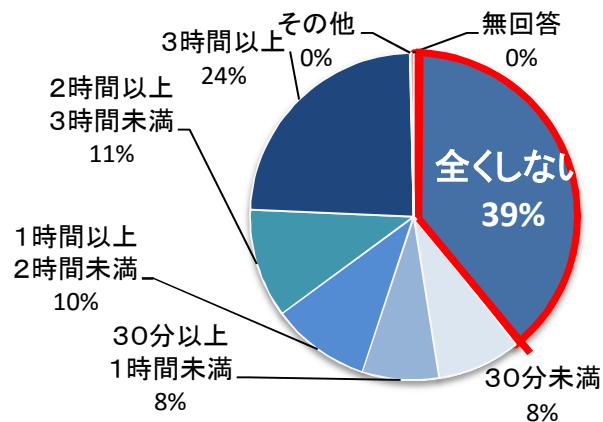
(出典) 文部科学省・国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査(PISA2015)のポイント」

高校生の学力・学習意欲等の状況



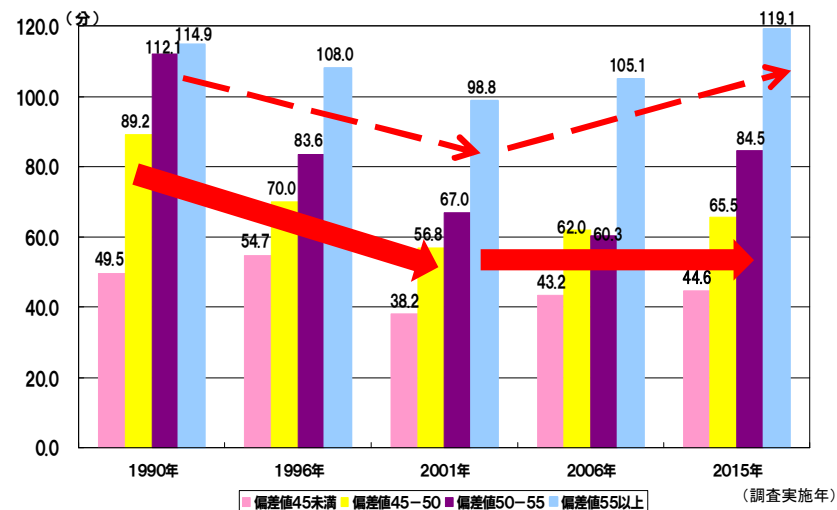
- 平日、学校の授業時間以外に**全く又はほとんど勉強していない者は、高校3年生の約4割**
- 高校生の学校外の平均学習時間については、中上位層には大幅な減少からの改善傾向が見られるが、下位層は低い水準で推移している

■ 高校生の家庭学習時間



(出典) 国立教育政策研究所「平成17年度教育課程実施状況調査」
 ※平日の平均学習時間。土日は除く。
 塾・予備校、家庭教師との学習時間を含む。
 ※回答人数149,753人

■ 高校生の学習時間の経年変化



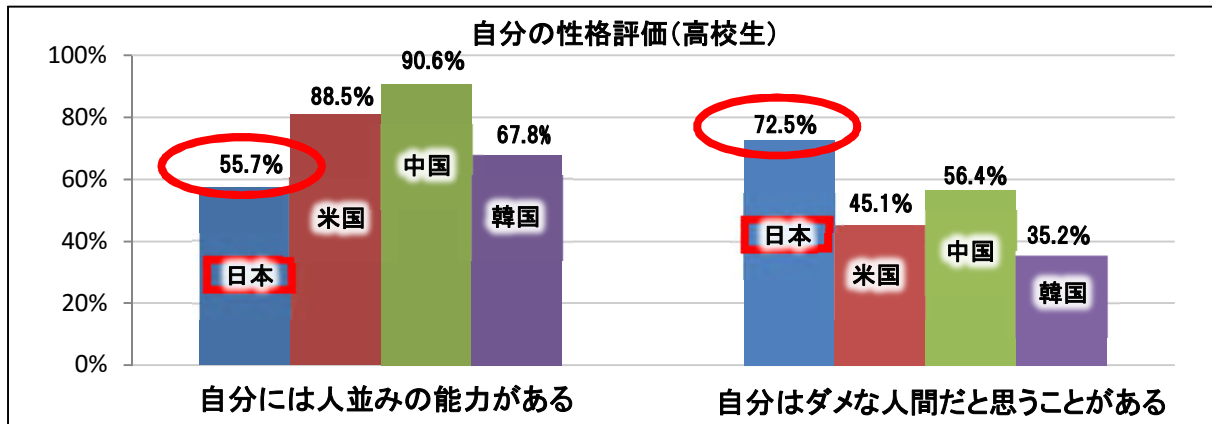
※平日の平均学習時間。土日は除く。塾・予備校、家庭教師との学習時間を含む。

(出典) ベネッセ教育総合研究所「第5回学習基本調査」

生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

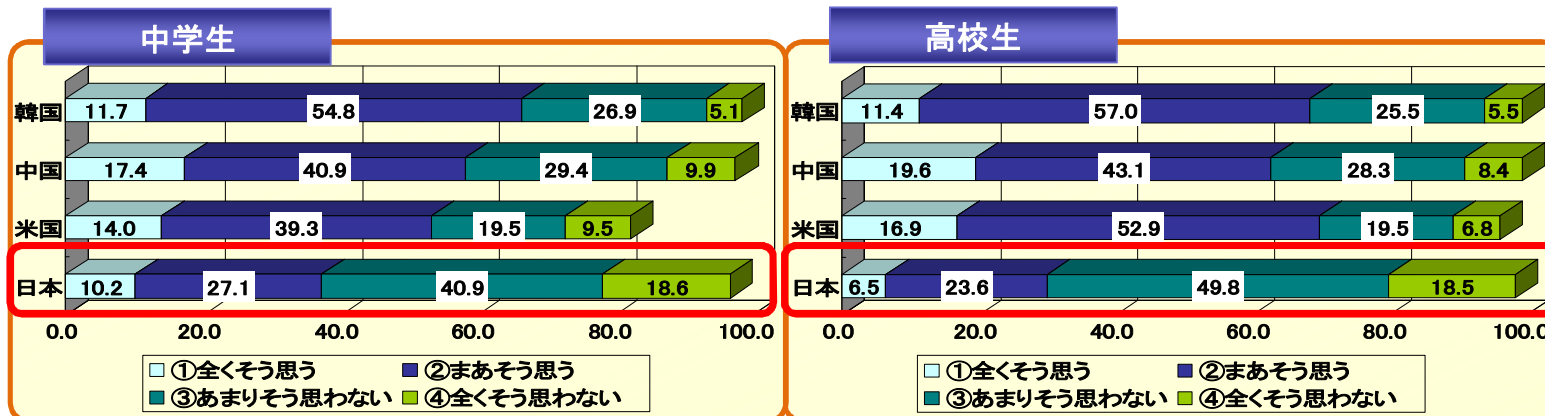


◆米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は、「自分には人並みの能力がある」という自尊心を持っている割合が低く、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」という意識も低い。



(出典)
 (独) 国立青少年教育振興機構
 「高校生の生活と意識に関する調査報告書」(2015年8月)より
 文部科学省作成

【問33-2】私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない



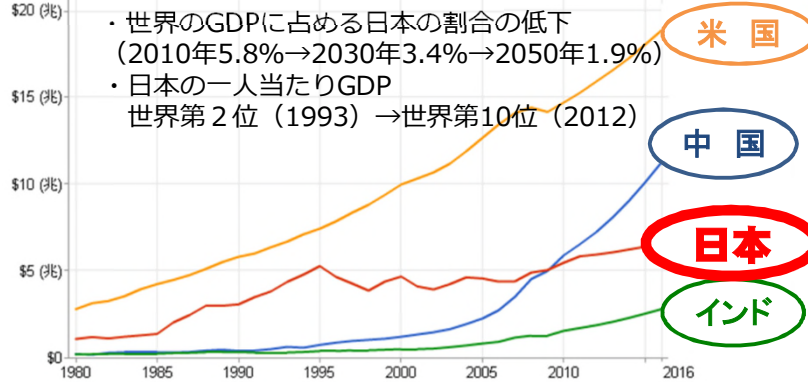
(出典) (財)一ツ橋文芸教育振興協会, (財)日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 -日本・アメリカ・中国・韓国の比較- (2009年2月)」より文部科学省作成

今、向き合わなければならない社会と我が国の状況



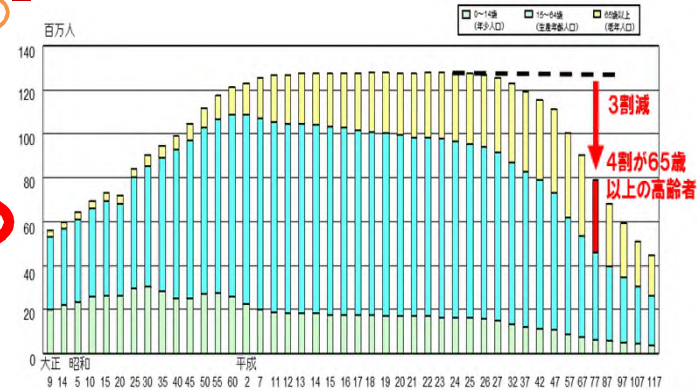
世界のGDPに占める日本の割合

我が国の国際的な存在感の低下



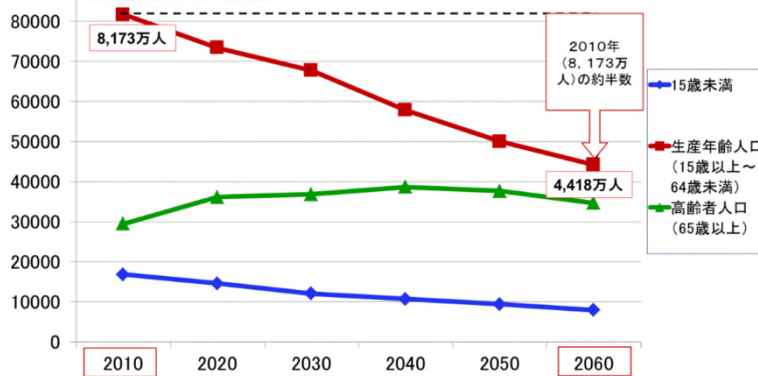
人口の推移と将来人口

少子高齢化の進行により、**約50年後には総人口が約3割減少**、65歳以上の割合が総人口の約4割に達する見込み。



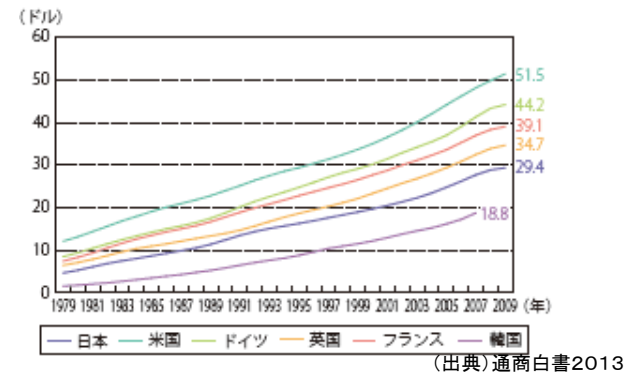
生産年齢人口の推移

生産年齢人口も減り続け **2060年には2010年と比べ約半数まで減少**する見込み。



我が国の労働生産性水準の現状

日本の生産性は米国の5割程度
(労働生産性水準)





「今後10～20年程度で、アメリカの総雇用者の約47%の仕事が自動化されるリスクが高い」

（マイケル・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授））

「2011年度にアメリカの小学校に入学した子供たちの65%は、大学卒業時に今は存在していない職業に就くだろう」

（キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学教授））

「未来を予測する最善の方法は、それを発明することだ」

（アラン・ケイ氏（カリフォルニア大学ロサンゼルス校准教授））

学習指導要領改訂の考え方



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の
新設など

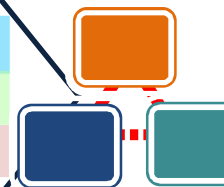
各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など，新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず，質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については，些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。



【小学校学習指導要領(平成29年告示) 前文】

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、**よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。**

カリキュラム・マネジメントとは



小学校学習指導要領 第1章 総則（①②③は本資料において追記）

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、

- ① 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

➤ 「カリキュラム・マネジメントのねらいは、児童や学校、地域の実態を適切に把握し編成した教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動（授業）の質の向上を図ること。

➤ ①②③の側面は、「ねらい（目的）」に迫る「手段」。

⇒ 「手段」を目的化しないよう留意。「教育課程」を意義あるものとすることが重要。

カリキュラム・マネジメントの充実に向けて



【小学校学習指導要領 第1章 総則 第2 教育課程の編成】

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、**各学校の教育目標を明確にする**とともに、**教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める**ものとする。その際、**第5章総合的な学習の時間**の第2の1に基づき定められる**目標との関連を図る**ものとする。

【小学校学習指導要領解説 総則編 P47】

(1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。

(2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。

(3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。(今回改善したもの)

(4) 学校や地域の実態等に即したものであること。

(5) 教育的価値が高く、継続的な実施が可能なものであること。

(6) 評価が可能な具体性を有すること。

【ポイント】

➤ 「総合的な学習の時間」の目標は、学校の教育目標と関連づけて設定する。(小学校学習指導要領 第5章総合的な学習の時間 第2 各学校において定める目標及び内容 3(1))

⇒ 他教科等の関連を重視する「総合的な学習の時間」を中心として教育課程を編成することも考えられる。

「小学校及び中学校学習指導要領解説 総則編」 付録6「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容についての参考資料」



法に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

小学校 中学校

本資料は、小・中学校学習指導要領における「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを按察し、適宜性を重視して掲載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や児童・生徒の実態を踏まえて、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

【総則】第2の2
(2) 各学校においては、児童・生徒や学校、地域の美観及び児童・生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

※総則は小学校・中学校の共通部分を抜粋。

総則	社会科	家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
<p>第6 2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ることを守ること。</p> <p>(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを言うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ることを守ること。</p> <p>(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して伝え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に向けて、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。</p>	<p>(第3学年) (3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 避難・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。 [※イの(ア)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちができることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。]</p> <p>(第4学年) (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。 [※イの(ア)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちができることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。]</p> <p>(第5学年) (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 日本国憲法は国家の理根、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基いていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれ役割を果たしていることを理解すること。 [※アの(ア)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、議員制度や租税の役割などについて扱うこと。その際、イの(ア)に關わり、国民としての政治への関わり方について多角的に考え、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。]</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。 (イ) 政策の内容や目的から実施までの過程、法や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働きを考え、表現すること。</p>	<p>(第5学年及び第6学年) C 消費生活・環境 (1) 物や金銭の使い方と買物 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さや計画的な使い方について理解すること。 [※(1)のアの(ア)については、売買契約の基礎について触れること。]</p>	<p>(第1学年及び第2学年) C 主として集団や社会との関わりに関すること 【規則の尊重】 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。 (第3学年及び第4学年) C 主として集団や社会との関わりに関すること 【規則の尊重】 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ることを守ること。 (第5学年及び第6学年) C 主として集団や社会との関わりに関すること 【規則の尊重】 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。</p>	<p>(学級活動) 2 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸課題の解決 学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。 3 (1) 指導に当たっては、各学年段階で特に次の事項に配慮すること。 [第1学年及び第2学年] 話し合いの進め方に沿って、自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することのよさを理解すること。基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解して行動し、生活をよりよくするための目標を決めて実行すること。</p>

総則	社会科	技術・家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
<p>第6 2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を重め、相対する生活をすること、生命を尊重する心や自らの強さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。</p>	<p>(公的・私的) A 私たちと現代社会 (2) 現代社会を捉える枠組み 対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正について理解すること。 (イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と两性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。 (1) 勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (イ) 社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察し、表現すること。 [※イの(イ)の「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」については、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れること。]</p> <p>C 私たちと政治 (1) 人間の尊厳と日本国憲法の基本的原則 対立と合意、効率と公正、個人の尊厳と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 人間の尊厳についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。 (イ) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。 (イ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (イ) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 民主政治と政治参加 対立と合意、効率と公正、個人の尊厳と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。 (イ) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。 [※(2)のアの(イ)の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。]</p> <p>D 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人間の福祉の増大 対立と合意、効率と公正、協働、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。 (イ) 世界平和の実現と人間の福祉の増大のためには、国際協力の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土（領海、領空を含む）、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。</p>	<p>(家庭分野) C 消費生活・環境 (1) 金銭の管理と購入 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 購入方法や支払い方法の特性が分かり、計画的な金銭管理の重要性について理解すること。 [※アの(ア)については、クレジットカードなどの三権間契約についても扱うこと。] (イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物販・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。</p>	<p>C 主として集団や社会との関わりに関すること 【憲法精神、公徳心】 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。</p>	<p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸課題の解決 学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。</p>

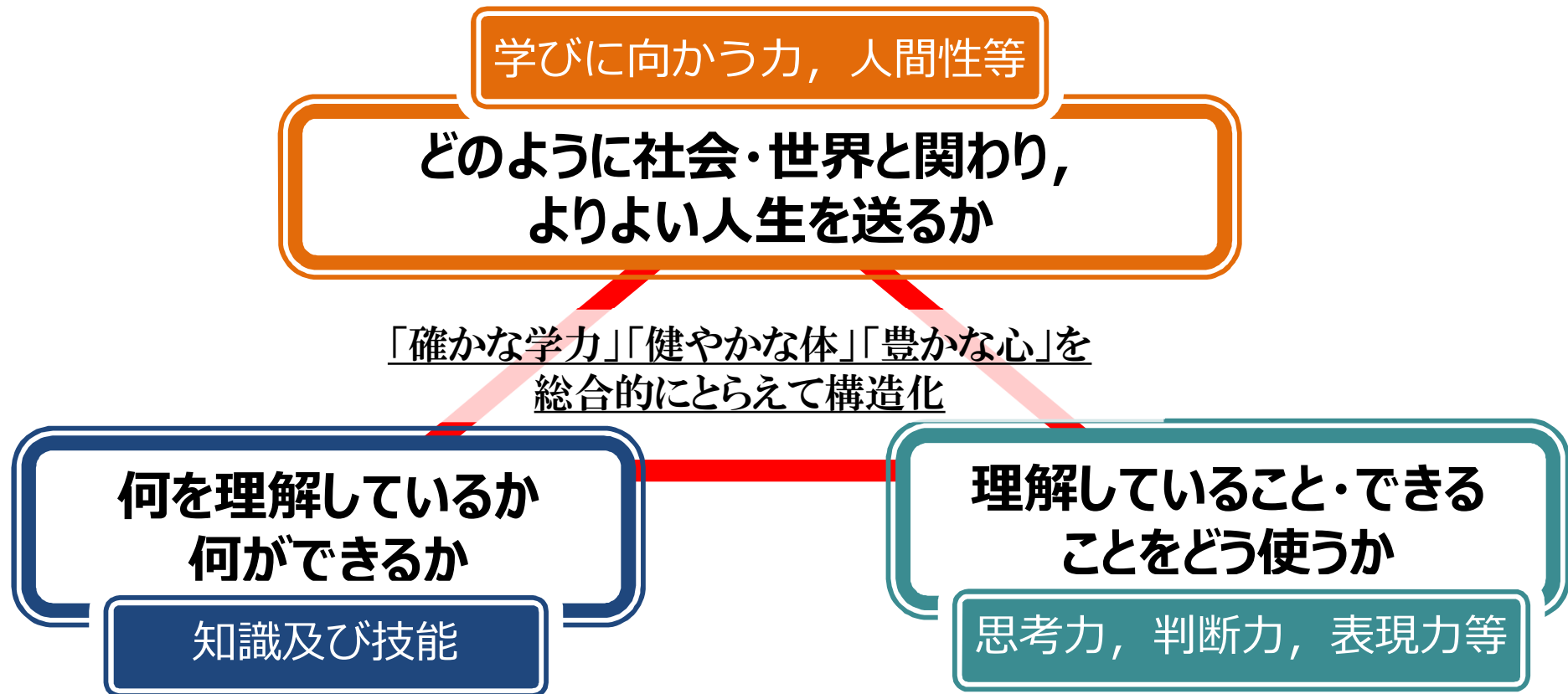
何ができるようになるか
—育成を目指す資質・能力—



育成すべき資質・能力の三つの柱



学習する子供の視点に立ち，育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。



【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ，主体的に学習に取り組む態度を養うことに，特に意を用いなければならない。

新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成



各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

目 標

平成20年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国語 第1 目標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

平成29年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国語 第1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内 容

平成20年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数学 第2 各学年の目標及び内容 〔第1学年〕

2 内容

A 数と式

(1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し、その四則計算ができるようにするとともに、正の数と負の数を用いて表現し考察することができるようにする。

ア 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。

イ 小学校で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。

ウ 正の数と負の数の四則計算をすること。

エ 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。

平成29年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数学 第2 各学年の目標及び内容 〔第1学年〕

2 内容

A 数と式

(1) 正の数と負の数について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】

(ア) 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。

(イ) 正の数と負の数の四則計算をすること。

(ウ) 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

【思考力、判断力、表現力等】

(ア) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の方法を考察し表現すること。

(イ) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。

どのように学ぶか

—主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善—



主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(イメージ)



「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

小中学校学習指導要領(H29.3.31公示)における「主体的・対話的で深い学び」に関する記述



新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも規定していた指導上の工夫について整理して規定。

義務教育においては、新しい教育方法を導入しなければと浮足立つ必要はなく、これまでの蓄積を生かして子供たちに知識を正確に理解させ、さらにその理解の質を高めるための地道な授業改善が重要。

総 則

小学校学習指導要領

第1章 総 則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

各教科等

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第2節 社会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。

中学校学習指導要領

第2章 各教科

第4節 理科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること。

何を学ぶか

—具体的な教育内容の改善・充実—





言語能力の確実な育成

- ・発達段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実



体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則）、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

情報活用能力(プログラミング教育を含む)

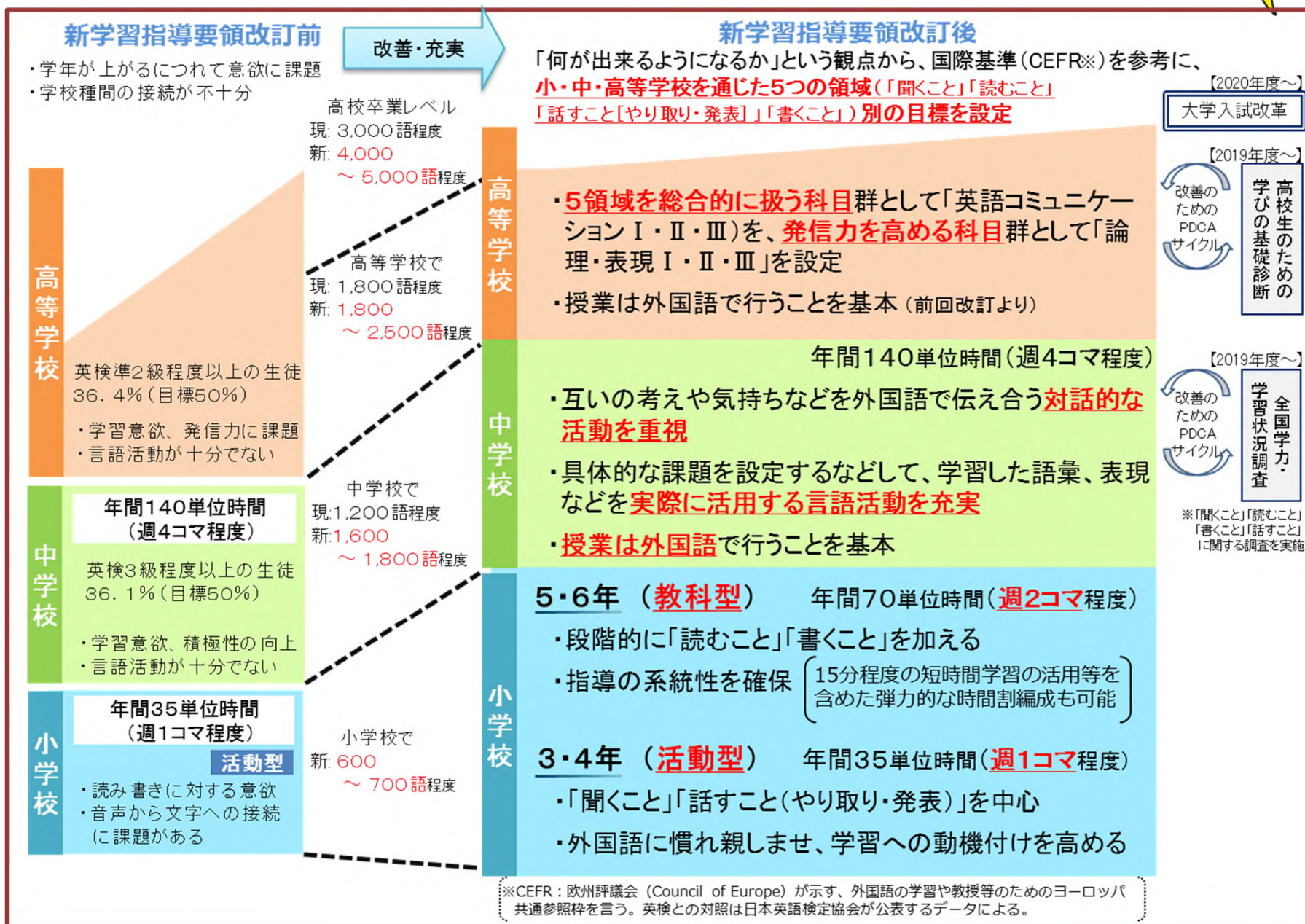
- ・情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置付け（小・中：総則）
- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（小・中：総則、各教科等）
- ・コンピュータで文字を入力するなどの学習活動（小：総則）
- ・プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動（小：総則、各教科等（算数、理科、総合的な学習の時間））



現代的諸課題への対応

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)
- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

外国語教育の抜本的強化のイメージ





現行学習指導要領

小学校 明記していない
※学校の判断で実施可能

中学校 技術・家庭科(技術分野)
・「プログラムによる計測・制御」が必修

高等学校 情報科
・「社会と情報」「情報の科学」の2科目からいずれか1科目を選択必修
・「情報の科学」を履修する生徒の割合は約2割(約8割の生徒は、高等学校でプログラミングを学ばずに卒業する)

学習指導要領改訂

新学習指導要領

「情報活用能力」※を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科横断的に育成する旨を明記するとともに、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実

※「情報活用能力」は、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの(学習指導要領解説の要約)

小学校 必修化

- ・ 総則において、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することを明記
- ・ 算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場面を例示

中学校 技術・家庭科(技術分野)

- ・ プログラミングに関する内容を充実(「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ)

高等学校 情報科

- ・ 全ての生徒が必ず履修する科目(共通必修科目)「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒が、プログラミングのほか、ネットワーク(情報セキュリティを含む)やデータベースの基礎等について学ぶ
- ・ 「情報Ⅱ」(選択科目)では、プログラミング等について更に発展的に学ぶ

新学習指導要領の 周知・広報について



新学習指導要領の周知・広報について



2020年度から順次実施される新学習指導要領実施に向けて、文部科学省では、保護者や地域の方々など多くの皆様への新学習指導要領の周知・広報活動を加速していきます。



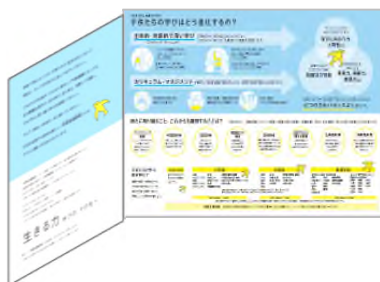
生きる力 学びの、その先へ

学習指導要領改訂に向けて示された中央教育審議会の答申（2016）では、学校教育が長年大切にしてきた「生きる力」を、現在とこれからの社会の文脈で改めて捉え直し、確実に育むことが求められると提言されています。

新しい学習指導要領に基づく学校教育により、子供たちが未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を一層確実に育む——このことを「生きる力 学びの、その先へ」と表現しました。

以下のようなツールを作成し、周知・広報を進めていきます。

リーフレット



3分でイメージがつかめる動画



ウェブサイトのリニューアル



2019年2月13日「学習指導要領ウェブサイト」が新しくなりました！

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm



新学習指導要領リーフレット 制作後記～リーフレットを読み解くためのヒント～

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1414159.htm





2. 学習評価の改善について

新学習指導要領の下での 学習評価の意義



児童生徒の学習評価に関する検討の経緯



□平成28年12月21日

「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

（中等教育審議会答申）（※）

（※）学習指導要領の改訂に伴う学習評価の検討については，従来，学習指導要領の改訂を終えた後に行うのが一般的だったが，今回の改訂では，教育課程と学習評価の改善について一体的に検討され，学習評価の改善についても本答申に示された。



以下
「**答申**」
という。

□平成31年1月21日

「児童生徒の学習評価の在り方について」

（中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告）



以下
「**報告**」
という。

□平成31年3月29日

「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における
児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」

（文部科学省初等中等教育局長通知）



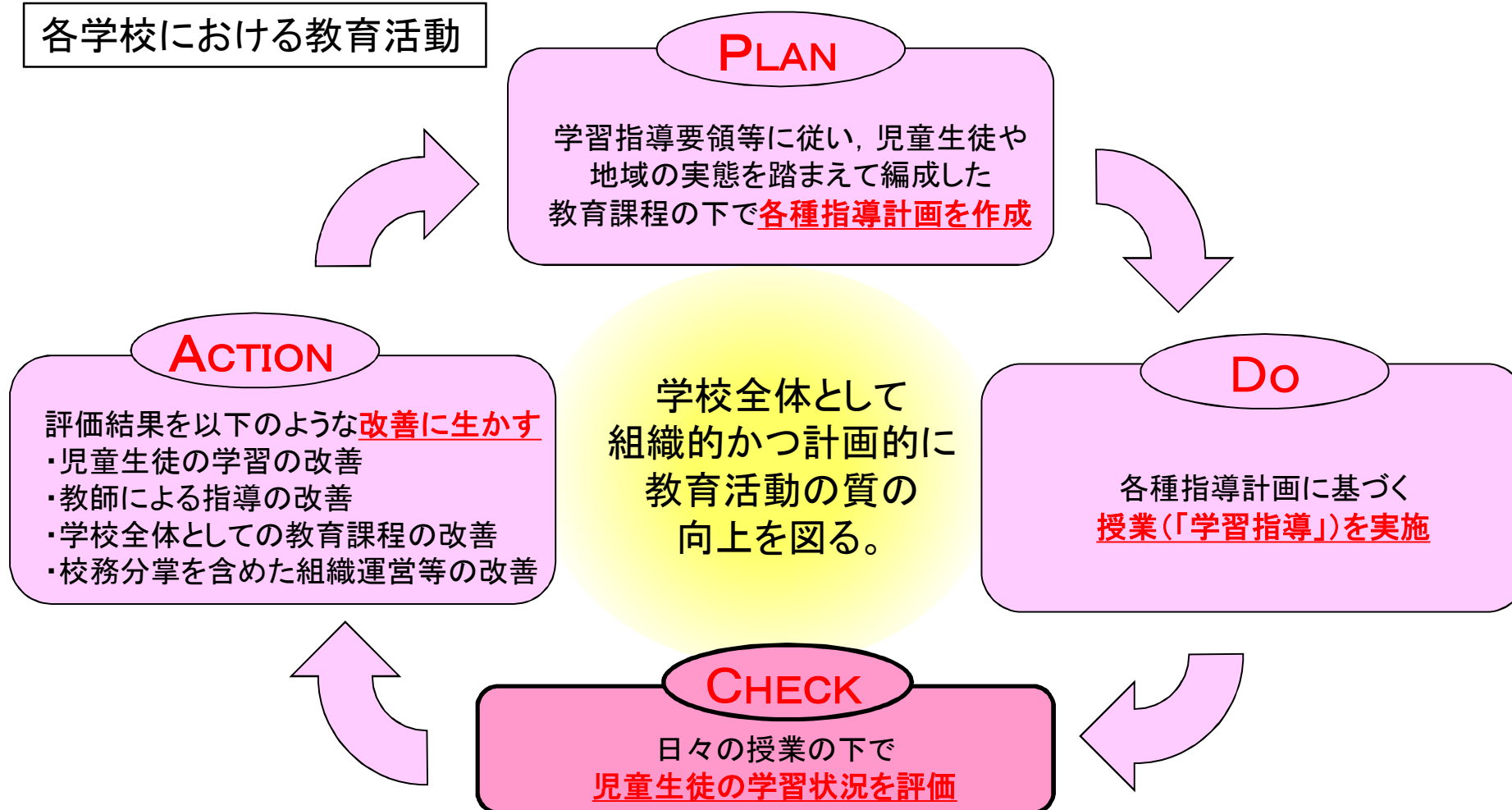
以下
「**改善等通知**」
という。

カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価



「学習指導」はもちろんのこと「学習評価」も学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

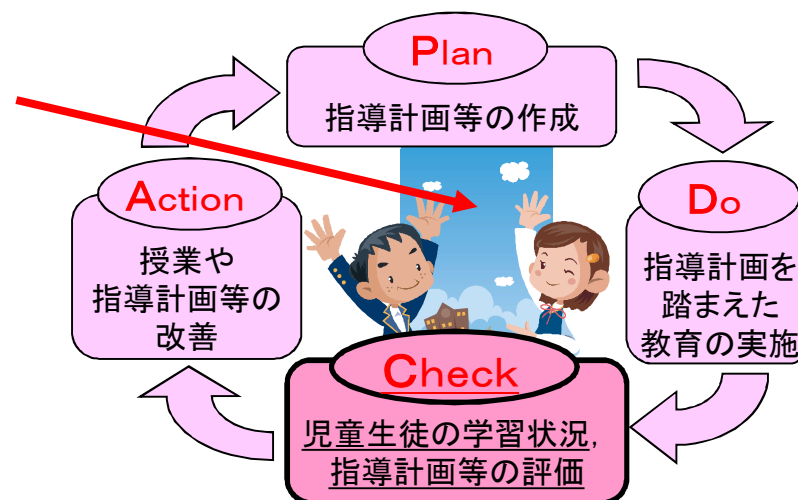
各学校における教育活動





「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

- 指導と評価の一体化を図るためには、**児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価**という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切。



- 特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要。

(授業改善の例)

- ・児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫
- ・自らの考えを記述したり話し合ったりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりする 等

指導と評価の一体化の必要性の明確化



学習指導要領の総則において指導と評価の一体化の必要性が明確化された。

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

第五十七条

小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。※中学校、高等学校についても同様に規定。

指導要録の作成や
成績の評価について規定

○平成29年改訂小学校学習指導要領 第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すこと(引用注:資質・能力の3つの柱の育成)が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。(略)

2 学習評価の充実

(1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

指導と評価の一体化の
必要性を明確化

学習評価の課題と改善の基本方針



学習評価の現状における課題



学習評価の現状について、学校や教師の状況によっては、以下のような課題があることが指摘されている。

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない
- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない

先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をととても重視する先生もいるし、テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力していけばよいのか本当に分かりにくいんです。

(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ第7回における高等学校三年生の意見より)



生徒の意見

学習評価の改善の基本方針



学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、
必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

各教科の学習評価の改善点



観点別学習状況の評価の観点の整理



資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。



「知識・技能」の評価



- 個別の知識及び技能の習得状況について評価する。
- それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である

- ・「知識・理解」(各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価)
 - ・「技能」(各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価)
- においても重視。

＜評価の工夫(例)＞

- ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮する。
- 実際に知識や技能を用いる場面を設ける。
 - ・児童生徒に文章により説明をさせる。
 - ・(各教科等の内容の特質に応じて、)観察・実験をさせたり、式やグラフで表現させたりする。

「思考・判断・表現」の評価



各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である「思考・判断・表現」の観点においても重視。

＜評価の工夫(例)＞

○論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れる。

○ポートフォリオを活用する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価①



「学びに向かう力，人間性等」には，㉞主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と，㉟観点別学習状況の評価や評定にはなじまない部分がある。

学びに向かう力，人間性等

観点別学習状況の評価にはなじまない部分
(感性，思いやり等)

㉟

「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取することができる部分

㉞

個人内評価(児童生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況について評価するもの)等を通じて見取る。

※ 特に「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況などについては，積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要。

知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で，自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価②

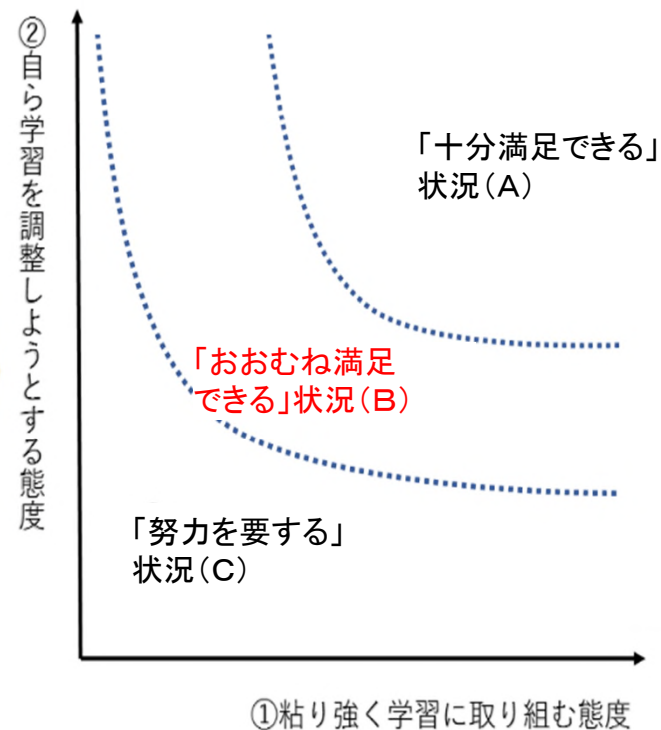


「主体的に学習に取り組む態度」については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、②自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが求められる。

○ これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



「主体的に学習に取り組む態度」の評価③



＜評価の工夫(例)＞

- ノートやレポート等における記述
- 授業中の発言
- 教師による行動観察
- 児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いる

※「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で評価を行う。
(例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではない。)

観点別学習状況の評価と評定について



- ・評定を引き続き指導要録上に位置付ける。
- ・学習評価の結果の活用の際には、観点別学習状況の評価と、評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要。

評定 : 各教科等の観点別学習状況の評価の結果を総括的に捉え、教育課程全体における各教科の学習状況を把握することが可能なもの。



評定が観点別学習状況の評価を総括したものであることを示すため、指導要録の参考様式を改善。

(例) 小学校国語

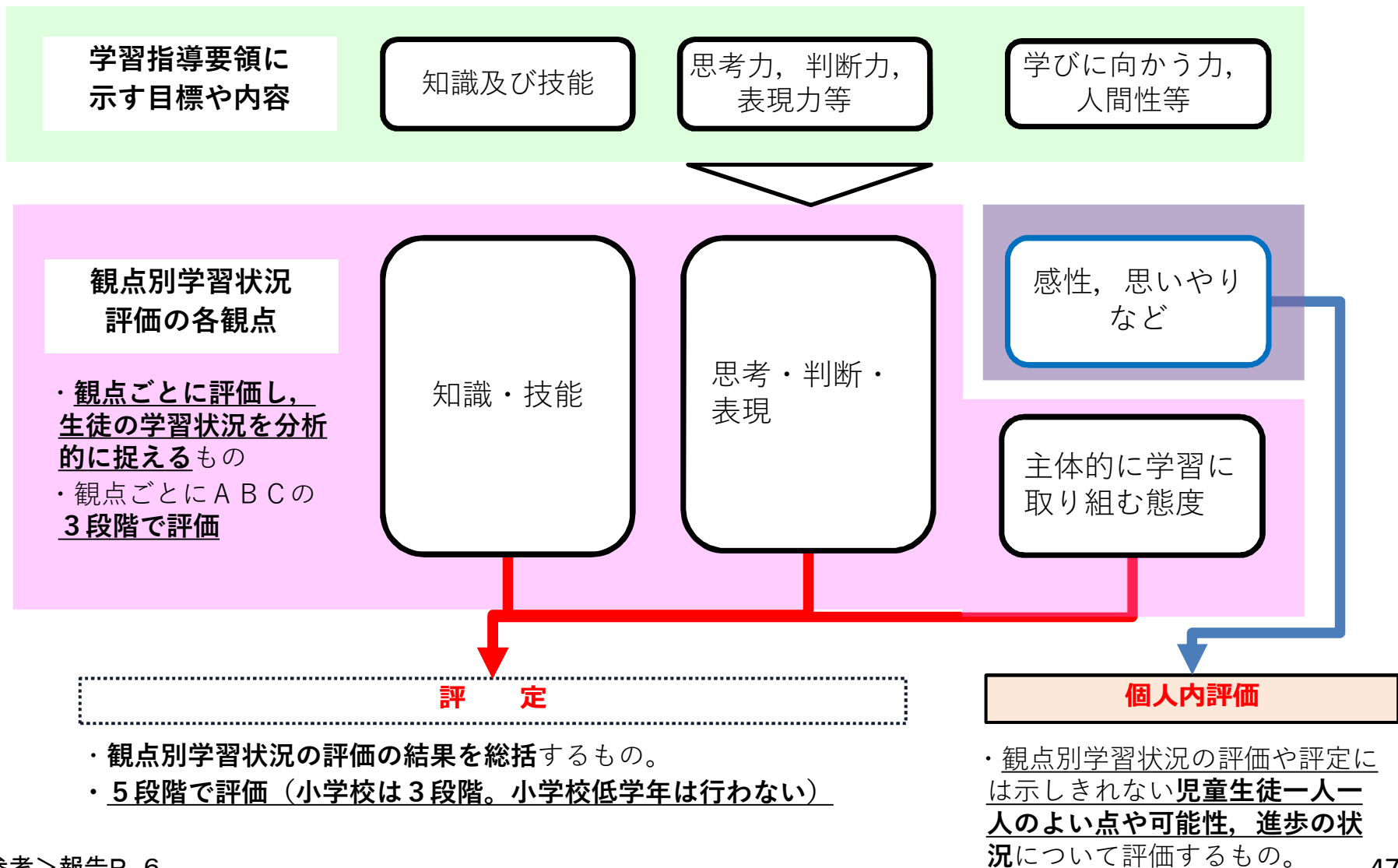
観点\学年		1	2	3	4	5	6
国 語	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
評定							

※従前の参考様式においては、観点別学習状況の評価を記入する欄と評定を記入する欄は離れた場所にあった。

【まとめ】各教科における評価の基本構造



- 各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標準拠評価）
- したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。





教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力についての評価は、各教科等における観点別学習状況の評価に反映する。

言語能力や情報活用能力, 問題発見・解決能力など

教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等の学習の文脈の中で育成した上で、横断的に発揮されるようにすることが重要。



- ①各教科等の指導と評価の一体化を図る中で資質・能力を育成した上で、
- ②それらの資質・能力が教科等横断的に関連付け発揮されるようにすることが重要。

※したがって、例えば、各教科等の評価規準とは別に、教科等横断的な資質・能力に関わる評価規準を設定し評価することは必ずしも必要ではない。

高等学校における観点別学習状況の評価の充実



高等学校における各教科・科目の評価についても、観点別学習状況の評価と評定の両方について、目標に準拠した評価として実施する。

高等学校における観点別学習状況の評価の更なる充実とその質を高めることが必要。



指導要録の参考様式にも各教科・科目の観点別学習状況を記載する欄を設置。

様式2（指導に関する記録）

生徒氏名		学校名		区分				学年											
				ホームルーム				1		2		3		4					
				整理番号															
各教科・科目等	教科等	科目等	教科・科目等の学習の記録																備考
			第1学年				第2学年				第3学年				第4学年				
観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数		
国語	現代の国語	AAA	5																
	略																		
歴史	歴史																		
地理	地理																		
公民	公民																		
各教科に共通する各教科・科目等	数学																		
	理科																		
	体育																		
	保健																		
	芸術																		
	外国語																		

第1学年		
観点別学習状況	評定	修得単位数
AAA	5	2

従来の評定、修得単位数に加えて、「観点別学習状況」欄を新設

教科以外の学習評価の改善点



小・中学校「特別の教科 道徳」に係る評価



○新学習指導要領(特別の教科 道徳)

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。

ただし、数値などによる評価は行わないものとする。



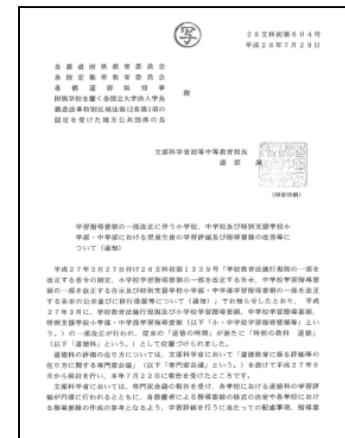
道徳科の学習評価の在り方、指導要録の参考様式について、
平成28年7月29日付で都道府県教育委員会等に通知

【基本的な考え方】

- 数値による評価ではなく、記述式とすること、
- 個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※1)として行うこと、
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 調査書(いわゆる内申書)に記載せず、中学校・高等学校の入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要(※2)

※1 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子供たち一人一人のよい点や可能性、
進歩の状況について評価

※2 平成30年3月30日付事務連絡において、再周知



小学校の外国語活動(第3, 第4学年)



従来, 観点別に設けていた文章記述欄を簡素化した上で, 評価の観点に即して, 児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等, 児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述することとした。

改善等通知
 小学校児童指導要録(参考様式)
 様式2(指導に関する記録)表面

様式2(指導に関する記録)		児童氏名		学校名		学年		学期		1		2		3		4		5		6					
教科	観点	各教科の学習の記録						特別の教科進捗																	
		1	2	3	4	5	6	学習状況及び発達性に係る成長の様子																	
国語	知識・技能							1																	
	思考・判断・表現																								
	主体的に学習に取り組む態度																								
社会	知識・技能							2																	
	思考・判断・表現																								
	主体的に学習に取り組む態度																								
算数	知識・技能							3																	
	思考・判断・表現																								
	主体的に学習に取り組む態度																								
理科	知識・技能							4																	
	思考・判断・表現																								
	主体的に学習に取り組む態度																								
生活	知識・技能							5																	
	思考・判断・表現																								
	主体的に学習に取り組む態度																								
音楽	知識・技能							6																	
	思考・判断・表現																								
	主体的に学習に取り組む態度																								
図画工作	知識・技能							7																	
	思考・判断・表現																								
	主体的に学習に取り組む態度																								
家庭	知識・技能							8																	
	思考・判断・表現																								
	主体的に学習に取り組む態度																								
体育	知識・技能							9																	
	思考・判断・表現																								
	主体的に学習に取り組む態度																								
外国語	知識・技能							10																	
	思考・判断・表現																								
	主体的に学習に取り組む態度																								
								特別活動の記録																	
								内容		観点		学年		1		2		3		4		5		6	
								学級活動																	
								児童会活動																	
								クラブ活動																	
								学校行事																	

【外国語活動の記録】

総合的な学習の時間の評価



行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。(従前と同様)

改善等通知
小学校児童指導要録(参考様式)
様式2(指導に関する記録)表面

児童氏名		学校名		学年		学期						
国語	知識・技能											
	思考・判断・表現											
社会	知識・技能											
	思考・判断・表現											
算数	知識・技能											
	思考・判断・表現											
理科	知識・技能											
	思考・判断・表現											
外国語	知識・技能											
	思考・判断・表現											
総合的な学習の時間	知識・技能											
	思考・判断・表現											
芸術	知識・技能											
	思考・判断・表現											
体育	知識・技能											
	思考・判断・表現											
特別活動	知識・技能											
	思考・判断・表現											

各学校は、学習指導要領に示す総合的な学習の時間の目標(小学校では、第5章第1)及び学校教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間の目標を定めます。そして、この目標を実現するにはふさわしい「探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」を示した内容を設定します。この目標と内容に基づいた観点を設定することになる。

観点の設定に当たっては、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力について、学習指導要領に示された三つの事項(小学校では、第5章第2の3(6))に配慮する。

具体的な学習状況の評価の方法については、信頼される評価の方法であること、多面的な評価の方法であること、学習状況の過程を評価する方法であること、の三つが重要。

【総合的な学習の時間の記録】

特別活動の評価



各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。（高等学校は従前の文章記述を改める。小・中学校は従前と同様。）

改善等通知
小学校児童指導要録（参考様式）
様式2（指導に関する記録）表面

様式2（指導に関する記録）

児童氏名		学校名		学年		学期											
						1		2		3		4		5		6	
各教科の学習の記録																	
国	知識・技能																
	思考・判断・表現																
算	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
社	知識・技能																
	思考・判断・表現																
科	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
理	知識・技能																
	思考・判断・表現																
科	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
外	知識・技能																
	思考・判断・表現																
語	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
英	知識・技能																
	思考・判断・表現																
文	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
理	知識・技能																
	思考・判断・表現																
科	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
体	知識・技能																
	思考・判断・表現																
育	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
外	知識・技能																
	思考・判断・表現																
語	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
学	知識・技能																
	思考・判断・表現																
校	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
特別活動の記録																	
内容		観点		学年		学期											
						1		2		3		4		5		6	
学級活動																	
児童会活動																	
クラブ活動																	
学校行事																	

特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、設置者ではなく、各学校が評価の観点を定める。

特別活動の目標を踏まえ、例えば「よりよい生活を築くための知識・技能」「集団や社会の形成者としての思考・判断・表現」「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」（小学校の例）のように、具体的に観点を示すことが考えられる。

学級（ホームルーム）担任以外の教師が指導する活動が多いことから、評価体制を確立し、共通理解を図って、児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価する。

【特別活動の記録】
○印を付けた具体的な活動の状況等について、総合所見の欄に「特別活動における事実及び所見」として端的に記述することが考えられる。

総合所見及び指導上参考になる諸事項等



- ・総合所見及び指導上参考となる諸事項については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめる。
- ・行動の記録については、従前と同様の形で実施。

改善等通知
 小学校児童指導要録（参考様式）
 様式2（指導に関する記録）裏面

児童氏名															
行 動 の 記 録															
項目	学年	1	2	3	4	5	6	項目	学年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公徳心							
総合所見及び指導上参考となる諸事項															
第1学年											第4学年				
第2学年											第5学年				
第3学年											第6学年				
出 欠 の 記 録															
区分	授業日数	出席停止・ 送別等の日数	出席しない日数	欠席日数	出席日数	備 考									
学年															
1															
2															
3															
4															
5															
6															

【行動の記録】
従前と同様

【総合所見及び指導上参考になる諸事項】
 要点を箇条書きとするなど
 記載事項を必要最小限に

※教師が文章記述により指導要録に記載した事項は、児童生徒本人や保護者に適切に伝えられることで、初めて児童生徒の学習の改善に生かされるもの。指導要録に記載する作業以上に、評価について児童生徒にフィードバックを行ったり、通知表や面談などの機会を通して保護者にも評価に関する情報を共有したりすることに一層注力すべき。

障害のある児童生徒に係る学習評価



障害のある児童生徒の学習評価の考え方



- 学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒においても同様である。
- 障害のある児童生徒については、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。

【参考となるもの・活用できるもの】

- ◆ 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領と解説における障害のある児童生徒への配慮事項
- ◆ 特別支援学校学習指導要領
- ◆ 特別支援学校のセンター的機能（特別支援学校による助言や援助）

等

障害のある児童生徒に係る学習評価



特別支援学校(知的障害)各教科の評価

特別支援学校の新学習指導要領においても、小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容を整理



各教科の学習評価においては**観点別学習状況を踏まえた端的な文章記述**とする。

個別の指導計画と指導要録との関係の整理

個別の指導計画が作成される児童生徒
個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合

通級による指導を受けている児童生徒
個別の指導計画に指導要録に記載すべき事項（授業時数、指導期間、指導の内容や結果等）が記載されている場合



個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能。

特別支援学校(知的障害)各教科の評価



1-2. 特別支援学校(知的障害)小学部及び特別支援学校(知的障害)中学部における各教科の学習の記録

国語

(1) 評価の観点及びその趣旨

<小学部 国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使っている。	「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思い付いたり考えたりしている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思い付いたり考えたりしながら、言葉で伝え合うよさを感じようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。

<中学部 国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。	「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えをまとめたりしながら、言葉がもつよさに気付こうとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。

1-5. 特別支援学校(知的障害)高等部における各学科に共通する各教科の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
国語	知識・技能	社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたりしながら、言葉がもつよさを認識しようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。

評価の3つの観点

(例) 小学部の参考様式の様式2(表面)

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
				学 級					
		整理番号							
各教科・特別活動・自立活動の記録									
学年				1	2	3	4	5	6
生活									
国語									
算数									
音楽									
図画工作									
体育									
特別活動									
自立活動									

観点別学習状況を踏まえた文章記述

教科等毎の記載枠を点線で区分

学習評価の円滑な実施に向けた取組



学習評価を行う上での各学校における留意事項①



評価の方針等の児童生徒との共有

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせるため、学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設ける。

※児童生徒の発達段階等を踏まえ、適切な工夫が求められる。

(例) 小学校低学年の児童に対しては、学習の「めあて」などのわかり易い言葉で伝える。

観点別学習状況の評価を行う場面の精選

観点別学習状況の評価に係る記録は、毎回の授業ではなく、単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに行うなど、評価場面を精選する。

※日々の授業における児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要。

外部試験や検定等の学習評価への利用

外部試験や検定等(全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなど)の結果を、指導や評価の改善につなげることも重要。

※外部試験や検定等は、学習指導要領の目標に準拠したものでない場合や内容を網羅的に扱うものでない場合があることから、教師が行う学習評価の補完材料である(外部試験等の結果そのものをもって教師の評価に代えることは適切ではない)ことに十分留意が必要であること。



学校全体としての組織的かつ計画的な取組

教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要。

※例えば以下の取組が考えられる。

- ・教師同士での評価規準や評価方法の検討，明確化
- ・実践事例の蓄積・共有
- ・評価結果の検討等を通じた教師の力量の向上
- ・校内組織(学年会や教科等部会等)の活用



教員研修の実施や各種参考資料の作成

報告や通知、今後国立教育政策研究所が作成する予定の資料(※)を踏まえた、教育委員会等における教員研修の実施や各種参考資料の作成が期待される。

(※)国立教育政策研究所により今後作成予定の資料

(1) 学習評価の参考となる資料(以下「参考資料」という。)

※今回の参考資料では以下のような工夫がされる予定。

- ・学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すことを基本とする。
- ・各学校で活用できる評価事例を掲載する。

(2) 学習評価の在り方ハンドブック

国立教育政策研究所においては、学習評価の基本的事項や今回の学習評価の改善の主なポイントについて教師向けにまとめたハンドブックを公表(6月14日)。

(1) 国立教育政策研究所の参考資料(小・中学校)のイメージ(案)



➤ 参考資料の構成(案)

- ・総説(学習指導要領改訂の方針, 学習評価の基本的な考え方 等)(第1編)
- ・各教科等における「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の手順(第2編)
- ・学習評価に関する事例について(第3編)

※教科等ごとに作成

➤ 内容(案)の提示時期(予定)

- ・総説(学習指導要領改訂の方針, 学習評価の基本的な考え方 等)
- ・学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順
⇒ 令和元年6月(小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会)
- ・学習評価に関する事例
⇒ 令和元年11月(小学校及び中学校各教科等教育課程研究協議会)

- 上記時期に提示する内容(案)をもとに, 令和元年度中に確定・公表(予定)
※高等学校の扱いについては今後検討

(2) 学習評価の在り方ハンドブック

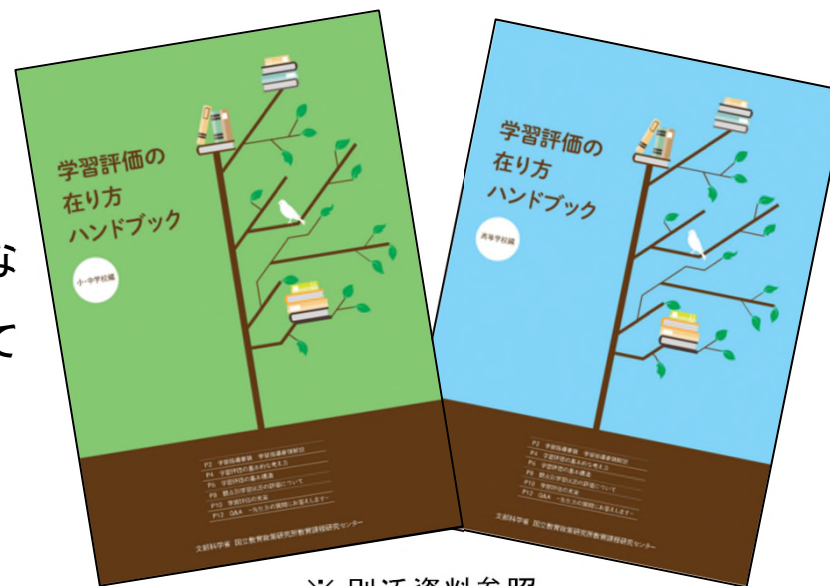


教師向け「学習評価の在り方ハンドブック」を
国立教育政策研究所において公表しました。

以下のような項目について、教師向けに分かりやすく説明(12頁)

- 学習評価の基本的な考え方
- 学習評価の基本構造
- 特別の教科 道徳, 外国語活動, 総合的な学習の時間及び特別活動の評価について
- 観点別学習状況の評価について
- 学習評価の充実
- Q&A

等



※ 別添資料参照

公表時期: 令和元年6月14日

公表方法: 全国の教育委員会等や学校等に送付, 国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載



統合型校務支援システム導入の推進

指導要録や通知表，調査書等の電子化に向けた取組を推進することが重要。



教育委員会等において，学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向けて，統合型校務支援システム等のICT環境を整備し，校務の情報化を推進することが必要。

統合型校務支援システムとは，教務系（成績処理，出欠管理，時数管理等），保健系（健康診断票，保健室来室管理等），学籍系（指導要録等），学校事務系など統合した機能を有しているシステムのこと。

「統合型校務支援システムの導入の手引き」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408684.htm

高等学校入学者選抜及び 大学入学者選抜の改善



学習評価の目的と入学者選抜の関係



学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではない。



学習評価の結果を入学者選抜に用いる際には、このような学習評価の特性を踏まえつつ適切に行うことが重要。

高等学校入学者選抜の改善について



高等学校入学者選抜について各高等学校や設置者が留意すべき事項

- ・改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ, 調査書の利用方法, 学力検査の内容等について見直すこと。
- ・調査書の利用に当たっては, そのねらいを明らかにし, 学力検査の成績との比重や, 学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。
- ・調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかったり, 生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう, 入学者選抜のために必要な情報の整理や市区町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ること。

大学入学者選抜の改善について

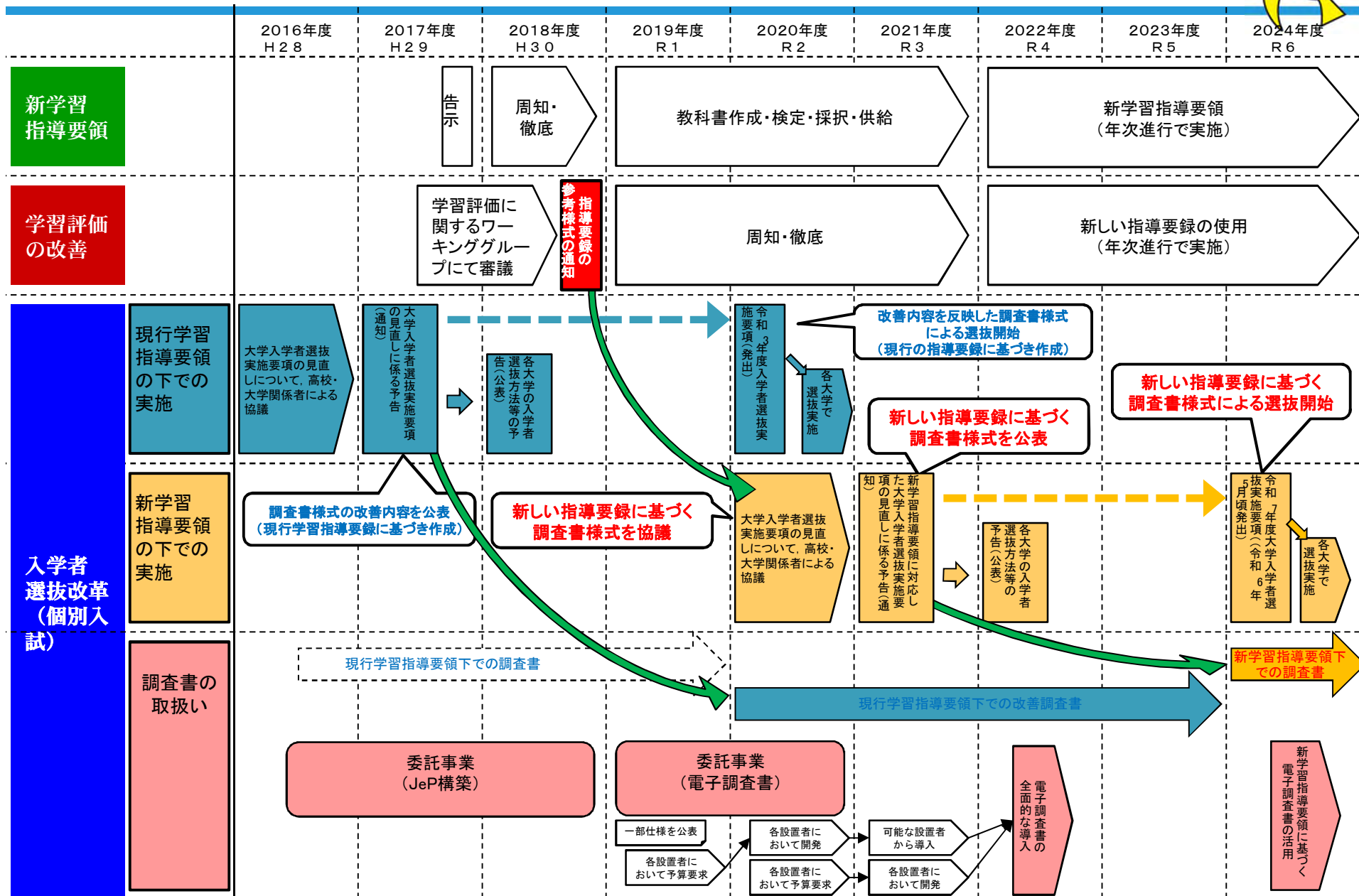


今後の大学入学者選抜について、国が留意する事項

・各大学において、特に学校外で行う多様な活動については、調査書に過度に依存することなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて、生徒一人一人の多面的・多角的な評価が行われるよう、各学校が作成する調査書や志願者本人の記載する資料、申告等を適切に組み合わせるなどの利用方法を検討すること。

・指導要録を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、入学者選抜で必要となる情報を整理した上で検討すること。

高大接続に関わる指導要録及び調査書のスケジュール(予定)



移行措置期間中の学習評価



移行措置期間中の学習評価の在り方について



小学校等

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行う。

※外国語活動に係る指導要録の取扱い

<第3学年及び第4学年>

総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述。

<第5学年及び第6学年>

外国語活動の記録の欄に文章で記述(従来通り)。
引き続き、数値による評価は行わず、評定も行わない。

中学校等

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行う。

※「特別の教科 道徳」の評価の在り方については平成28年7月29日付で既に通知

<参考> 平成29年7月7日付け29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」(文部科学事務次官通知)
平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(初等中等教育局長通知)